

秋選管告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成30年3月9日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

選挙区別

秋田市	89,189
能代市山本郡	24,201
横手市	26,495
大館市	21,331
男鹿市	8,569
湯沢市雄勝郡	18,827
鹿角市鹿角郡	10,681
由利本荘市	22,665
潟上市	9,552
大仙市仙北郡	29,906
北秋田市北秋田郡	10,425
にかほ市	7,256
仙北市	7,785
南秋田郡	6,960